

令和 7 年 5 月 1 4 日

○規則

小田原市高齢者福祉・介護保険事業推進委員会規則の一部を改正する規則

小田原市高齢者福祉・介護保険事業推進委員会規則の一部を改正する規則

[改正理由]

小田原市高齢者福祉・介護保険事業推進委員会におだわら高齢者福祉介護計画並びに高齢者福祉施策及び介護保険事業の総合的かつ計画的な推進に関する事項について専門的に調査審議する部会を設置するため改正する。

[内 容]

委員会に部会を置くこととし、部会の運営について必要な事項を定めることとする。（第6条、第7条及び第9条関係）

[適 用]

公布の日

小田原市高齢者福祉・介護保険事業推進委員会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 5 月 1 4 日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市規則第 2 8 号

小田原市高齢者福祉・介護保険事業推進委員会規則の一部を改正する規則

小田原市高齢者福祉・介護保険事業推進委員会規則（平成 3 1 年小田原市規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条を第 1 0 条とする。

第 8 条中「委員会」の次に「及び部会」を加え、同条を第 9 条とし、第 7 条を第 8 条とする。

第 6 条中「委員会」の次に「又は部会」を加え、同条を第 7 条とし、第 5 条の次に次の 1 条を加える。

（部会）

第 6 条 委員会に部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、委員長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により定める。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理し、部会における調査審議の経過及び結果を委員会に報告しなければならない。
- 5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 6 前条の規定は、部会の会議について準用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。